

## 在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について（平成27年）

### 1 在留特別許可について

入管法第50条に規定する在留特別許可は、法務大臣の裁量的な処分であり、その許可判断に当たっては、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、生活状況、素行、内外の諸情勢その他諸般の事情に加え、その外国人に対する人道的な配慮の必要性と他の不法滞在者に及ぼす影響とを含めて、総合的に判断しています。

在留特別許可については、これまでも上記の観点から適切な運用を図ってきており、在留特別許可の透明性を高めるため、平成16年以降、各種の事例を公表しているところですが、本年も、平成27年中に在留特別許可された事例20件、在留特別許可されなかった事例18件について、類型別に分類の上、次の2のとおり公表します。

なお、事例については、今後も毎年公表する予定です。

(注1) 難民認定手続の中で在留特別許可された事例については、入管法第61条の2の6第4項の規定により、入管法第50条の規定が適用されず、入管法第61条の2の2の規定により、難民認定手続の中で在留特別許可の許可の判断をするものとされていることから、これらの事例を除いています。

(注2) 注1と同様の趣旨から、難民認定手続の中で在留特別許可されなかった事例についても除いています。

(注3) 次の2の「在日期間」、「違反期間」及び「婚姻期間」は、特別審理官による判定までの期間です。

### 2 在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例

#### (1) 配偶者が日本人の場合

##### ○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約3年5月	約2年5月	約1年5月	1人 (未成年者)	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
2	出頭申告	不法残留	約15年6月	約15年6月	約1年6月	無	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	内縁期間が約11年9月
3	出頭申告	不法入国	約9年9月	約9年9月	約4年5月	1人 (未成年者)	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	第2子を妊娠中
4	出頭申告	不法入国	約16年1月	約16年1月	約1年5月	無	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
5	当局摘発	不法残留	約3年9月	約1年10月	約1年	1人 (未成年者)	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約13年9月	約9年11月	約1年10月	無	無	同居・婚姻の実態に疑義が持たれたもの。
2	出頭申告	不法入国	約4年2月	約4年2月	約7月	無	無	被退去強制歴1回あり。 同居・婚姻の実態に疑義が持たれたもの。
3	警察逮捕	刑罰法令違反 不法残留	約2年4月	約4月	約2年8月	無	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律違反幫助により、罰金30万円の略式命令	同居・婚姻の実態に疑義が持たれたもの。
4	警察逮捕	刑罰法令違反 不法残留	約7年8月	約2年6月	約2月	無	覚せい剤取締法及び入管法違反(不法残留)により、 懲役2年6月、執行猶予3年の判決	

(2) 配偶者が正規に在留する外国人の場合

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約3年4月	約1年3月	約5年5月	無	無	在留資格：定住者 在留期間：1年	配偶者は「定住者」(日系3世)
2	出頭申告	不法残留	約14年5月	約12年5月	約5月	無	無	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	配偶者は「永住者」 内縁期間が約3年7月
3	出頭申告	不法残留	約12年1月	約11年10月	約1年3月	無	無	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	配偶者は「永住者」 配偶者には日籍子4人あり。
4	出頭申告	不法残留	約3年10月	約3年9月	約1年3月	1人 (未成年者)	無	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	配偶者は「永住者」
5	出頭申告	不法入国	約9年10月	約9年10月	約5月	1人 (未成年者)	無	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	配偶者は「永住者」

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約10年2月	約7年2月	約11月	無	無	技能実習先から逃亡したものの。
2	警察逮捕	不法残留	約3年3月	約1年2月	14日	無	無	技能実習先から逃亡したものの。 当局収容中に婚姻が成立したものの。
3	警察逮捕	刑罰法令違反 不法残留	約9年7月	約2月	約8年4月	無	覚せい剤取締法違反により、懲役2年、執行猶予3年の判決	
4	警察逮捕	刑罰法令違反	約11年2月		約2年3月	1人 (未成年者)	窃盗により、懲役2年4月の判決	窃盗の前科1件あり。

(3) 外国人家族の場合 (注：違反態様及び在日期間は本人に係るもの。子の年齢は特別審理官による判定時のもの)

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	家族構成等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約18年9月	約9月	子：不法残留（在日期間：約9年7月，違反期間：約4月）本邦出生 子：不法残留（在日期間：約3年6月，違反期間：約6月）本邦出生	母子とも， 在留資格：定住者 在留期間：3年	母子で出頭申告したものの。
2	出頭申告	不法残留	約23年8月	約14年2月	子：本邦出生後，在留資格未取得・16歳	母子とも， 在留資格：定住者 在留期間：1年	母子で出頭申告したものの。
3	出頭申告	不法残留	約14年5月	約11年	子：不法残留（在日期間：約9年8月，違反期間：約6年5月）本邦出生	母子とも， 在留資格：定住者 在留期間：1年	母子で出頭申告したものの。 被退去強制歴1回あり。 子の父親は、日本人（本国においてのみ法的父子関係あり。）

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	家族構成等	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約9年1月	約8年10月	子：本邦出生後、在留資格未取得・2歳	子は、日本人から認知を受けているものの、出生に係る経緯に照らし、父子関係に重大な疑義が認められるもの。
2	出頭申告	不法残留	約9年10月	約3年10月	子：不法残留（在日期間：約4年10月、違反期間：約3年10月）本邦出生	日本人の配偶者として在留中に、同国人との子を出産したもの。 子は父の認知を受け定住者の在留資格を取得したが、父は他の同国人女性と婚姻しており本国に帰国したもの。 被退去強制歴1回あり。
3	当局摘発	不法残留	約9年	約6年11月	子：本邦出生後、在留資格未取得・2歳	婚姻及び子の認知手続きに及ばなかったもの。

(4) その他

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	許可内容	特記事項
1	出頭申告 (児相保護)	不法残留	約8年	約2年	無	日本人父（未届）の両親との同居	在留資格：定住者 在留期間：1年	日本人実父の育児放棄により児童相談所に保護されていたもの（母親は、本国に帰国し、交流なし。）。 日本人実父の母が未成年後見人に確定し、同居予定としたもの。
2	出頭申告	不法残留	約26年5月	約4年8月	無	本邦に生活基盤がある	在留資格：定住者 在留期間：1年	日本人配偶者と死別後、出頭申告したもの。 日本人実子（成人）がいるもの。
3	出頭申告	不法入国	約32年	約9月 (今次入国以降)	無	本邦に生活基盤がある	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：3年	自己の志望で外国籍を取得したことにより、日本国籍を喪失したもの。 法の不知により日本国籍喪失に気づかず、日本旅券を使用して入国したもの。
4	出頭申告	不法入国	約3年9月	約1年2月 (今次入国以降)	無	家族との同居	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	戸籍上の日本人父との親子関係不存在審判確定により、遡って日本国籍を喪失し、日本旅券使用による入国が不法入国となったもの。 本邦出生児であり、日本人実父から認知があるもの。
5	警察保護	不法残留	約4月	約3月	無		在留資格：特定活動 在留期間：3月	人身取引被害者として公的機関に保護され、早期帰国を希望したもの。
6	当局摘発	不法残留	約25年8月	約11年6月	無	本邦に生活基盤がある くも膜下出血後遺症による障害がある	在留資格：定住者 在留期間：1年	母の連れ子として来日後、不法残留になっていたもの。 くも膜下出血による緊急入院で所在が判明したもの。
7	警察逮捕	不法残留	約21年4月	約2月	無	本邦に生活基盤がある	在留資格：定住者 在留期間：1年	被退去強制歴1回あり。 本邦出生後、本邦の小、中、高校で教育を受け、就労していたもの。

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	特記事項
1	当局摘発	資格外活動	約4年6月	約6月	無	日本で勉強を続けたい	学費滞納により大学を除籍後、約6月にわたって飲食店従業員としての報酬を受ける活動に従事していたもの。
2	当局摘発	不法入国	約23年6月	約23年6月	無	本国の家族及び離婚した妻との子を支援するため、日本で働きたい	日系3世であると身分を偽って在留していたもの。 前科1件あり。(道路交通法違反により、懲役1年6月、執行猶予4年)
3	当局摘発	不法就労助長	約5年		無	本邦に生活基盤がある	自己が経営する飲食店において、外国人に不法就労させたもの。 在留資格「日本人の配偶者等」で在留中であったが、離婚していたもの。
4	警察逮捕	資格外活動	約10年	約1年7月	入管法違反(資格外活動)により、罰金30万円の略式命令	配偶者とともに生活したい	在留資格「人文知識・国際業務」で在留していたが、配偶者の経営する飲食店従業員として稼働していたもの。 配偶者は不法就労助長により退去強制手続中であり、婚姻関係は破綻しているもの。
5	警察逮捕	刑罰法令違反	約7年4月		電磁的公正証書原本不実記録・同共用により、懲役1年6月、執行猶予3年の判決	本邦で会社経営を続けたい	日本人との偽装結婚後、離婚して在留資格「投資・経営」への在留資格変更許可を受けたが電磁的公正証書原本不実記録・同共用により有罪判決を受けたもの。
6	警察逮捕	刑罰法令違反	約6年8月		覚せい剤取締法違反により、懲役1年6月、執行猶予3年の判決	本国の家族を養うため、日本で働きたい	永住者の未成年未婚の実子として在留資格「定住者」で入国後、永住者である母と同居していたもの。
7	警察逮捕	刑罰法令違反	約11年1月		覚せい剤取締法違反により、懲役1年4月の判決	元夫と再婚したい	永住者として在留中に、覚せい剤取締法違反により有罪判決を受けたもの。 前科1件あり。(覚せい剤取締法違反により懲役1年6月、執行猶予3年)